

仕様書

標題	生野区役所事務用　クリアファイルほか27点　買入
----	--------------------------

項番	物品名称	数量	単位	形状・寸法等	備考	その他
1	クリアファイル	200	枚	・サイズ：A4用　・色：紫系 ・厚さ：2 mm程度	<参考商品> ・スマートバリュー製（D610J-10-PP）（※100枚入） ・TANOSEE製（OCHA4-10F）（※10枚入） ・リヒトラブ製（F78-23）（※5枚入）	同等品可
2	ボールペン	10	本	・油性タイプ　・ボール径：0.5mm　・色：黒	<参考商品> ・三菱鉛筆製（SN10005.24） ・ゼブラ製（BNH5-BK） ・ぺんてる製（BK125-A）	同等品可
3	ロール紙（1）	2	本	・サイズ：610mm×45～50m　・普通紙 ※Canon製「imagePROGRAF（iPF830）」に適合するものであること。	<参考商品> ・アジア原紙製（IJPR-6145N） ・エプソン製（EPPP9024） ・桜井製（IJN64Y）	同等品可
4	ロール紙（2）	2	本	・サイズ：914mm×45～50m　・普通紙 ※Canon製「imagePROGRAF（iPF830）」に適合するものであること。	<参考商品> ・アジア原紙製（IJPR-9145N） ・エプソン製（EPPP9036） ・桜井製（IJN64Z）	同等品可
5	ラベルプリンター	1	台	・対応テープ幅：4～24mm ・書体：計13種（漢字3、かな5、英数5）以上 ・電源：ACアダプタ　・ディスプレイ表示：有 ・デザインロゴ：有　・試用テープ付	<参考商品> ・キングジム製（SR370） ・カシオ製（KL-G2） ※使用に際し必要な機器を付属させること。 【例】専用のACアダプタ、試用テープなど	同等品可
6	付箋（1）	1	組	・サイズ：縦75mm×横12～15mm　・粘着タイプ ・入数：90～100枚×20個／組　・色：混色4色	<参考商品> ・ニチバン製（FB-3KP） ・スリーエムジャパン製（5601SS-K） ・バビラ製（P7514）	同等品可
7	付箋（2）	4	組	・サイズ：縦75mm×横25mm　・粘着タイプ ・入数：90～100×20個／組　・色：混色4色	<参考商品> ・ニチバン製（FB-2KP） ・スリーエムジャパン製（5001SS-K） ・スマートバリュー製（P612J-P-20）	同等品可
8	付箋（3）	4	組	・サイズ：縦75mm×横75mm　・粘着タイプ ・入数：90～100枚×20個／組　・色：混色4色	<参考商品> ・スマートバリュー製（P610J-P-20）（※20個入） ・スリーエムジャパン製（6542SS-K）（※20個入） ・ニチバン製（MB2KN）（※5個入）	同等品可
9	付箋（4）	5	組	・フィルム式　・粘着タイプ　・色：赤 ・サイズ：縦45mm×横25mm程度 ・入数：80～100枚／組	<参考商品> ・スリーエムジャパン製（6821-1-RE）（※100枚入） ・協和紙工製（34-411）（※80枚入）	同等品可
10	付箋（5）	5	組	・フィルム式　・粘着タイプ　・色：青 ・サイズ：縦45mm×横25mm程度 ・入数：80～100枚／組	<参考商品> ・スリーエムジャパン製（6821-1-B）（※100枚入） ・協和紙工製（34-411）（※80枚入）	同等品可
11	日付印	1	個	・サイズ：印面23mm～26mm ・印面：丸　・スタンド付　・インク色：赤 ・文字：上段「収受」、下段「生野区役所」 ・書体：丸ゴシック体	<参考商品> ・シャチハタ製（XGFD-25BG） ・サンビー製（QD-8A） ・カウネット製（データー印PRO 25mm-W）	同等品可
12	ビニールタイ	3	巻	・サイズ：幅5 mm×長20～30m程度 ・被覆：PE／PET　・芯材：鉄 ・色：黒　・カッター付	<参考商品> ・オーム電機製（DZ-BT420C/K） ・サンワサプライ（CA-611N） ・モノタロウ製（54654408）	同等品可
13	カラーペーパー	10	冊	・サイズ：A4　・色：クリーム ・坪量：70～80 g /㎡程度　・500枚／冊	<参考商品> ・カウネット製（5208-4768） ・スマートバリュー製（A262J-2） ・伊東屋（BT501）	同等品可
14	シャープペンシル	10	本	・長さ：135mm～150mm　・芯径：0.5mm ・色：黒系　・消しゴム付	<参考商品> ・ぺんてる（AZ125-A） ・ゼブラ製（KRM-100-BK） ・三菱鉛筆製（M5100-24）	同等品可
15	シャープペンシル（替芯）	10	個	・芯径：0.5mm　・硬度：HB　・色：黒 ・入数：40本／個	<参考商品> ・ぺんてる製（C285-HB） ・トンボ鉛筆製（R5-MGHB01） ・三菱鉛筆製（ULS0540HB）	同等品可

16	名札用ケース	10	組	・適合中紙サイズ：縦69mm ×横97mm ・ソフトタイプ ・入口：チャック式（上部） ・色：透明 ・穴：3箇所（上部） ・入数：10枚／組	<参考商品> ・スマートバリュー製（B078J）（※10枚入） ・オープン工業製（NX-107）（※10枚入） ・友屋製（30071XXX）（※1枚入）	同等品可
17	名札用ストラップ	10	組	・吊り下げ式 ・ダブルフックタイプ ・サイズ：長さ90cm×幅10mm程度 ・色：黒 ・入数：10本／組	<参考商品> ・オープン工業製（NX-7-BK） ・友屋製（31278BLK）	同等品可
18	名札用クリップ	3	組	・回転式 ・安全ピン付 ・入数：10個／組 ・材質：POM（クリップ部）	<参考商品> ・オープン工業製（NX-13-GY）（※10個入） ・コクヨ製（ナフ-P2N）（※1個入） ・西敬製（B-210）（※10個入）	同等品可
19	賞状用紙	1	冊	・サイズ：A4 ・横書用 ・色：白 ・材質：上質紙 ・坪量：150～170 g /㎡程度 ・入数：10枚／冊	<参考商品> ・スマートバリュー製（N147J） ・ササガワ製（10-1061） ・大塚商会製（TSYW-A4Y）	同等品可
20	スクラップブック	1	冊	・サイズ：A4 ・縦型 ・中紙：25～30枚程度 ・表紙：クラフトボール紙 ・中紙：クラフト紙	<参考商品> ・コクヨ製（ラ-40N） ・ナカバヤシ製（SCP-A401）	同等品可
21	インデックスラベル	1	冊	・サイズ：縦20mm×横25mm程度 ・色：青 ・入数：1600片～1800片／冊	<参考商品> ・ニチバン製（MLBB-131BR）（※1760片入） ・クラウン製（CR-ID3-BL×10）（※1600片入） ・ジョインテックス製（B052J-SB）（※352片入）	同等品可
22	インデックス（1）	3	冊	・サイズ：A4 ・色：5色5山 ・縦型 ・穴数：2穴 ・入数：6枚×10組／冊	<参考商品> ・キングジム製（907） ・ジョインテックス製（D026J-5Y） ・モノタロウ製（MOID-05）	同等品可
23	インデックス（2）	3	冊	・サイズ：A4 ・色：6色6山 ・縦型 ・穴数：2穴 ・入数：7枚×10組／冊	<参考商品> ・キングジム製（907-6Y） ・ジョインテックス製（D027J-6Y） ・コクヨ（シキ-110N）	同等品可
24	マーカー	10	本	・ツインタイプ ・インク：油性 ・色：黒 ・線幅：細1.0mm～2mm程度、太6mm程度	<参考商品> ・ゼブラ製（YYT5-BK） ・サクラクレパス製（YKT-L#49） ・寺西化学製（MMJ50-T1）	同等品可
25	のり	20	本	・液状タイプ ・容量：50ml ・スポンジヘッド付	<参考商品> ・ヤマト製（E-NA-150） ・フエキ製（GS5） ・セキスイ製（R-50）	同等品可
26	ラベルシール（1）	1	冊	・マルチプリンタ用 ・サイズ：A4 ・面数：12面（2列×6段） ・サイズ：縦42.3mm×86.4mm ・入数：100枚／冊	<参考商品> ・エーワン製（RL12A-100-KAN） ・ヒサゴ製（ELM008） ・ミモザ製（CL11_B）	同等品可
27	ラベルシール（2）	1	冊	・マルチプリンタ用 ・サイズ：A4 ・面数：21面（3列×7段） ・サイズ：縦42.3～4mm×70mm ・入数：100枚／冊	<参考商品> ・エーワン製（RL21A-100-KAN） ・ヒサゴ製（ELM011） ・トラスコ製（TLS-A4-21-100）	同等品可
28	ラベルシール（3）	1	冊	・マルチプリンタ用 ・サイズ：A4 ・面数：24面（3列×8段） ・サイズ：縦33.9mm×70mm ・入数：100枚／冊	<参考商品> ・エーワン製（31288） ・ヒサゴ製（ELM021） ・トラスコ製（TLS-A4-24-100）	同等品可
納入期限 ／ 請負期間				■期限：令和8年8月31日（月） □期間：令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）		
納入場所 ／ 履行場所				〒544-8501 大阪市生野区勝山南3-1-19 大阪市生野区役所総務課		
特記事項				(1)見積書の提出に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義がある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 (2) 納入品の組立て及び搬送等の諸費用は全て本契約に含むものとする。 (3) 納入日については、事前に担当課と協議のうえ決定すること。 (4) 納入に際しては建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。 (5) 大阪市グリーン調達方針等関係法令を遵守し、物品を調達すること。 グリーン調達方針： http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html (6) 納入後、不良品があったことが判明した場合、若しくは通常の使用状態の下で障害が発生した場合は、本市担当者の指示を受け新品と交換すること。		
担 当				主管課名：大阪市生野区役所総務課 担当者名：山野・竹田（電話：06-6715-9625／メール：to0001@city.osaka.lg.jp）		

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（生野区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（生野区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（生野区役所総務課）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。